

平成30年(ワ)第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原 告 植村和子、下澤悦夫、寺田誠知 外140名

被 告 国

平成30年(ワ)第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原 告 秋田正美 外77名

被 告 国

第16準備書面

(請求原因の認否についての釈明権行使の申立の補足)

2020年4月15日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告訴訟代理人弁護士 大 脇 雅 子

同 青 山 邦 夫

同 内 河 恵 一

同 松 本 篤 周

同 中 谷 雄 二

外35名

第1 被告による認否回避

被告は、原告らの訴えの提起（2018年8月2日付）後、4ヶ月を要して答弁書（平成30年12月12日付）を提出した。しかし、その内容は実に39箇所の認否を回避する（別紙1「被告が答弁を回避した箇所一覧表」）ものであった。

被告が認否を回避した39箇所は、いずれも本件訴訟の最大の争点である新安保法制法の集団的自衛権と集団的自衛権の行使の箇所と、これに関連する箇所である。

原告らは、新安保法制法の集団的自衛権と同行使に関する10の法律改正と一つの新法（国際平和支援法）につき集団的自衛権と同行使を規定する箇所を一つ一つ指摘し、個別に理由を付し、違憲主張した。しかしながら、被告は、いずれもこの箇所の認否を回避しているのである。

そこで、原告らは、この被告の答弁の内容について、裁判所から被告に対して、誠実に認否するよう釈明権の行使の申立をするものである。

原告らは本件訴訟において、「立法内容が憲法の一義的な文言に違反していること」（訴状28頁）を主たる根拠に当該閣議決定および「国会議員の立法行為」がいずれも国家賠償法上の違法性の要件が成立すると主張した。そのため国家賠償法の請求原因事実（①「国の公権力の行使にあたる公務員」、②「職務を行うにあたりなされた行為」、③「公務員に故意過失があること」、④「原告らに損害が発生したこと」、⑤「行為と損害との間に因果関係があること」）を各々主張した。

これに対し被告は「請求の棄却」（答弁書8頁）を求め、請求原因の全部を争っている。とすれば、被告は、当然のことながら原告らの当該個別の請求原因事実につき認否を行わなければならない。

ところが、被告は、上記請求原因事実を構成する個別の事実に対し、39箇所（別紙）にわたって認否を回避している。被告の認否回避の例をあげると国

家賠償の上記要件事実の一つとして原告らの主張した「公務員の不法行為の故意・過失及び因果関係」（訴状57～58頁）につき、答弁書では、「原告らの請求は、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益の損害をいうものではなく、主張自体失当であるから」「いずれも認否の要を認めない」（答弁書31頁）として、被侵害利益に対する評価を理由として、前提問題である違法性を起訴づける事実についての認否判断を回避するという的外れな応訴態度をとっているのである。

そもそも民事訴訟で求められる認否は、例えば、司法研修所の手引書では、「実務上、原告主張事実に対しては直接答えないで、これと相容れないような、自己に有利な反対事実の主張をすることがある。これは原告が首尾一貫した事実主張をするのに対し、被告の答弁が断片的になるのを避けて、その事実関係についての被告の主張を一つのまとまったものとして述べたいという気持ちの現われと思われるが、このような場合であっても認否は認否として記載した上で、これと区別して、認否に続けて記載し、あるいは別項を設けた被告の主張のなかで被告の事実上の主張をすべきである。」（司法研修所民事弁護教官室編著、第六訂版民事弁護の手引147頁）との理解は実務の共通の認識である。

被告は、訴訟の一般論に照らしても、認否回避はできないはずである。

第2 被告が認否を回避した具体的な箇所

このため原告らは、被告が答弁書の認否を回避した個別箇所を頁数で特定し別紙を作成した。

また、被告は、被告の主張を一つのまとまったものとして述べている箇所があるので、これも頁数を特定し指摘する。

1 被告の答弁書は、57頁に及ぶものであるが、前半部分は、「請求原因に

対する認否」（8頁ないし32頁）と題しており、後半部分は「被告の主張」と題して論述（51頁以下）している。この間の32頁ないし51頁は「いわゆる平和安全法制の制定の経緯及び概要」としておおむね3部構成をとっている。

被告は、まず、この前半部分の請求原因に対する認否の部分（8頁ないし32頁）において、原告らが違憲と主張する2つの閣議決定ならびに国会議員の立法行為につき次のように述べている。

答弁書13頁において被告は「被告は、平和安全法制整備法による改正後の自衛隊法及び改正後の事態対処法において認められる武力行使のうち、国際法上は集団的自衛権として違法性が阻却されるものは、他国を防衛するための武力の行使ではなく、飽くまでも我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限の自衛の措置にとどまるものであるから」という理由を付し、結論として「憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるものではない」（同頁）と合憲主張した。

重ねて述べると、原告らが本訴訟において違憲と主張する2つの閣議決定ならびに国会議員の立法行為によって成立した新安保法制法（被告表示の「平和安全法制関連2法」）は「いずれも憲法9条に一義的にかつ一見極めて明白に違反して違憲であることは明らかである」（訴状28頁）と指摘したところ、上記のとおり「被告は」との書き出しで合憲主張を行っている。

すなわち、本件訴訟の最大の争点は集団的自衛権と同行使が違憲か合憲かであるところ、被告は上記引用箇所で合憲の主張をした。したがって、別紙の39箇所は、いずれもこの争点そのものが争点に関連する内容であるから認否を行わなければならないものである。

2 被告は次の箇所においても、被告のまとまった主張として合憲主張をしている。

(1) 「2 『国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について』と題する平成26年7月1日閣議決定について」の項（答弁書34頁）で、被告は「③憲法9条の下で許容される自衛の措置」（同39頁）と題し、さらに次のように合憲主張している。

「憲法9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするためには必要な自衛の措置を探ることを禁じているとは到底解されず、この自衛の措置は飽くまで外国の武力行使によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという、急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の『武力の行使』は許容される。」
(同39頁)

「これが憲法9条の下で例外的に許容される『武力の行使』について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、この基本的な論理は憲法9条の下では今後とも維持されなければならない」（同頁）。

(2) さらに加えて被告は、次の箇所で、やはりまとまった主張として、集団的自衛権の行使が日本国憲法下でも憲法上許容されると合憲の主張をしている。

「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。」（同40頁）

被告は合憲主張の根拠を、新安保法制法の制定は、「従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり」（39頁）とし、また、この「論理」は、「従来の政府見解の基本的な論理」（40頁）としている。

(3) この他に、被告は「4 平和安全法制関連2法の概要」と題する項（答弁書40頁でも「③憲法9条の下で許容される自衛の措置」（同41頁）と集団的自衛権ならびに同権利行使が合憲であると主張をしている。

このように被告は、原告らが、新安保法制法の制定で認めた集団的自衛権と同権利行使が、憲法9条に違反すると訴えたのに対し、合憲主張を上記引用箇所（13、39、40、41各頁）で行っていることがわかる。

第3 結語

被告は、i 本件訴訟の争点が、新安保法制の制定で認めた集団的自衛権と同行使が、憲法9条に違反するか否かであることを十分に熟知しつつ、ii 答弁書で、まとめて上記4箇所で合憲主張をしながら、iii この点を具体的に指摘した39箇所が前記争点そのものであるにもかかわらず、いずれも認否せず、iv しかもその理由として「争点と関連しない」と、事実に反することを述べていることがわかる。

結局被告は、なぜこのような応訴対応をしているのか当然問われるところであるが、被告は、自らの合憲主張の合理的理由を具体的箇所では明示できないか、あるいは、原告らが具体的に新安保法制法の10の法律改正箇所と1つの新法の具体的個別箇所の違憲性を指摘したため、これに答弁をしてしまうと、本訴訟の審理の焦点が自ずと新安保法制法が違憲か否かになってしまふことを恐れたものと考える。

いずれにしても、別紙の39箇所は、本訴訟の最大の争点である集団的自衛権と同行使に関する主張に他ならないのであるから、被告は原告らの個別箇所

につき個々に主張の認否をしなければならず、認否を回避してはならないことは当然である。

なお、あらためて、原告らが違憲であると主張し、被告が合憲であるとする新安保法制法の具体的な 10 の法律（改正）と、一つの新法は以下のとおりである。

記

- ①自衛隊法
- ②国際平和協力法（「後方支援活動」等）
- ③重要影響事態安全確保法（「後方支援活動」等）
- ④船舶検査活動法
- ⑤事態対処法
- ⑥武力攻撃事態及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
- ⑦武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
- ⑧武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
- ⑨武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律
- ⑩国家安全保障会議設置法
- ⑪国際平和支援法（新法）

以上

〈被告が答弁を回避した箇所一覧表〉（別紙）

	訴状（請求の原因）	答弁書	認否をすべき理由
①	従来の政府が一貫して憲法9条の下では許されないとしてきただ自衛権の行使を、「存立危機事態」における防衛出動ととして認めている内容である。これまで武力を行使する他国に対する支援活動等に限る等としてきた限定を大きく緩和し、「現に敵闘行為が行われている現場」以外の場所であれば、世界中どこにおいても、弾薬の提供まで含む兵站活動を「後方支援活動」ないし「協力支援活動」として広く認めようとする内容である。	12頁 内閣及び国会が恣意的な憲法解釈の変更を行い、・・・憲法9条に定められた憲法9条が憲法尊重擁護義務違反である。	10頁 存立危機事態への対処が可能となつたこと、後方支援活動において弾薬の提供が可能になつたこと、「現に敵闘行為が行われている」としている現場」では活動を実施しないものとのことであるが、それは認められるが、その余は、原告らの評価ないし意見であり認否の限りでない。
②	国民の反対の声、慎重審議を求める声が大きな世論となり、市民による反運動が展開され連日のように報道された。歴代の下内閣法制局長官により、集団的自衛権の行使が違憲であることはもはや確立した法規範となつてゐるとの見解が示された。	13頁 (2) 第2段落 法案の内容は、基本的に26・7閣議決定に基づくものとなつてゐるが、それを超えた部分もある。	10頁 憲法9条が憲法尊重擁護義務を定めていることは認めることも、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。
③	新安保法制は、・・・これまでの武力攻撃事態等・・・との概念を創り出し、自衛隊が、個別の自衛権のみならず、集団的自衛権を行使することを可能とした。	16頁 (4) 第1段落 新安保法制は、・・・これまでの武力攻撃事態等・・・との概念を認めているが、それを超えた部分もある。	12頁 具体的な内容が不明であるので認否の限りでない。
④	これまでの政府は既成事實として世界有数の軍事的装備を有するに至つた自衛隊が、「専守防衛に徹する」組織であるが故にかろうじて憲法9条に違反しないとする解釈は、・・・この解釈は、・・・矛盾を解消するための苦肉の策として極めて苦しい解釈論という側面を有しております。説明のぎりぎりの限界を画していた。	16頁 (5) 存立危機事態という概念を認めているが、それを超えた部分もある。	13頁 平和安全法整備法が自衛隊による集団的自衛権の行使を可能にしたとの主張は、原告らのいう集団的自衛権の内容が明確ではなく、認否の限りでない。
⑤	これまでの政府は既成事實として世界有数の軍事的装備を有するに至つた自衛隊が、「専守防衛に徹する」組織であるが故にかろうじて憲法9条に違反しないとする解釈は、・・・この解釈は、・・・矛盾を解消するための苦肉の策として極めて苦しい解釈論という側面を有しております。説明のぎりぎりの限界を画していた。	17～19頁 (6) この(政府)の解釈はもはや戦争放棄と交戦権の否認を明文で定める憲法9条の解釈限界を超えるものであり、事実上の解釈改憲と言わざるを得ないものだった。	15頁 原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。
⑥	これまでの政府は既成事實として世界有数の軍事的装備を有するに至つた自衛隊が、「専守防衛に徹する」組織であるが故にかろうじて憲法9条に違反しないとする解釈は、・・・この解釈は、・・・矛盾を解消するための苦肉の策として極めて苦しい解釈論という側面を有しております。説明のぎりぎりの限界を画していた。	19～20頁 (7) この(政府)の解釈はもはや戦争放棄と交戦権の否認を明文で定める憲法9条の解釈限界を超えるものであり、事実上の解釈改憲と言わざるを得ないものだった。	16頁 原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。
			26・7閣議決定による集団的自衛権の行使の容認が從前定着してきた憲法9条の解釈の核心部分を否定するものであるか等は本件訴訟の最大の争点である。被告がこれらの方針を評価と主張するのであれば、法的評価に対する認否をすべきである。
			16頁

訴状（請求の原因）	答弁書	認否をすべき理由
⑧ ア 26・7閣議決定による集団的自衛権の行使の容認は、自衛隊創設以来60年以上にわたって政府の限界の憲法解釈として定着し、現実的規範となつてきた憲法9条の解釈の核心部分を真っ向から否定するものであり、自衛隊は「戦力」であることを否定しえず、交戦権の否認にも抵触することになる。・・・・	22頁 イ 26・7閣議決定・・・によつて集団的自衛権の行使を認めるることを、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。 ⑨ ⑩ これはまさに、上記の立憲主義の根本理念を踏みにじるものである。	26・7閣議決定による集団的自衛権の行使の容認が從前定着してきた憲法9条の解釈の核心部分を否定するものであるか等は本件訴訟の最大の争点であるから、争点と関連しないとの理由はあたらぬ。また被告がこれらの点を仮に事実の主張ではなく評価と主張するのであれば、法的評価に対する認否をすべきである。
22頁 イ 26・7閣議決定・・・によつて集団的自衛権の行使を認めるることを、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。 ⑨ ⑩ これはまさに、上記の立憲主義の根本理念を踏みにじるものである。	17頁 同上	26・7閣議決定による集団的自衛権の行使を仮に事実の主張でないとするならば、法的評価に対する認否をすべきである。ウは事実の主張であり認否すべきである。
25～26頁 ア・・・後方支援活動等は、・・・相手国からみれば一体として武力を行使しているものとして攻撃の対象となり得るものであり、法的にも武力の行使と評価されるものであること。 ⑪ ヴ・・・現に、「非戦闘地域」とされたサマワの自衛隊の宿営地に追撃砲やロケット弾による攻撃が10回以上発生した。	20頁 原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。	アについては、被告がこの点を仮に事実の主張でないとするならば、法的主張に対する認否をすべきである。ウは事実の主張であり認否すべきである。
26～27頁 エ・武装紛争、武器により行われる殺傷・破壊行為は、必ずしも24時間絶え間なく行われ、・・・攻撃を受けた際に死傷せざるを得ない事態になるとすることは明らかである。 ⑫ オ・・・自衛隊は、現に戦闘行為が行われていなければ、戦闘地域（何時戦闘行為が再開されるか全く予測不能な場所）で、弾薬の提供までも含むような兵站活動を行うことができる。	21頁 自衛隊の後方支援活動等が憲法9条に違反するとの点は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。	エは事実による自衛隊の危険性が高い活動等は、他国軍隊の武力の行使とする法的主張ではあるから憲法9条に違反するとの主張でないといふと主張するものであり、争点そのものである。被告がこの点を事実の主張でないといふと主張するのであれば、法的主張に対する認否をすべきである。
28頁 砂川事件は、現在とは安全保障環境がまったく異なる60年近く前に、アメリカ軍基地の駐留が合意か否かが争われたものであり、認否の限りで争点は全く争点になつてない。しかも、最高裁の・・・傍論として、・・・文脈も明らかである。・・・合憲論の根拠の弱さが明白に表れている。	22頁 原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。	被告は、砂川事件判決を集団的自衛権の行使が憲法上許される根拠の一つとしている。原告らは、新安保法による自衛隊の行使について考へるならば、法的主張に対する認否をすべきである。
29頁 新安保法制定前後からの自衛隊の新装備等の導入やその構想の拡大には著しいものがあり、従来の「専守防衛」の域を超えるものと言わざるを得ない。このままではまぎれもない軍事国家へと変貌するだろう。	22頁 原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。	原告らは「専守防衛」を超えるものは違憲であると主張している。本件箇所の評価は、争点そのものである。被告がこの部分について評価にわたるものであるものであると主張するのであれば、そのことを前提に認否されたい。
29頁 (長距離巡航ミサイルは)日本海上空や東シナ海上空から発射すれば北朝鮮や中国まで届くもので、敵基地攻撃が可能なミサイルであり、攻撃的兵器として専守防衛を逸脱するものである。	23頁 原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。	前半部分は事実の主張であり、認否をしなければならない。後半部分については、争点に賛わる事実の評価であり、被告が評価を異にするというのなら、評価に関する認否をすべきである。
29頁 (F35は)防空網を破つて侵入できる敵地攻撃的な能力を持つもので、・・・日本が同じ機体で編隊を組み、データをリンクして敵地を攻撃する、共同作戦も視野に入ってくるという。	23頁 争点と関連しないので、認否の要を認めない。	前半部分は事実の主張であり、認否をしなければならない。
30頁 ・・・日本最大の護衛艦「いづも」を、垂直離着陸が可能なF35Bステルス艦載機を搭載する空母として、・・・空母は持たないどして、・・・空母は越えられようとしている。	23頁 原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。	前半部分は事実の主張であり、認否をしなければならない。後半部分については、争点にかかわる事実の評価であり、被告が評価を異にするというのなら、評価に関する認否をすべきである。

訴状（請求の原因）		答弁書	認否をすべき理由
30頁	新安保法制の下で、自衛隊は、ミサイル防衛も含めて米軍との共同・一体的運用を深化し、・・敵地攻撃能力を備えた新たな装備を次々と導入する動きが頭著になってしまっている。それは、・・専守防衛から離れる、・・根本的に変容させてしまう危険性を示すものといわざるを得ない。	23頁 原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。 23頁 自衛隊部隊の南スーダンへの派遣が行われたことは認め、その余は、原告らの意見ないし評価でもあるものであり、評価をしなければならない。	同上
⑪	これら（新任務として実施された・・・米イージス艦への給油と米艦防護・・・南北スーダンへの派遣）は、いずれも従来の政府解釈でも違憲となる行為である。	24頁 原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。	原告が認める事実に対する原告らの評価であり、争点そのものであるから、被告が評価を異にするというのなら、評価をしなければならない。
⑫	菅官房長官は・・・「自衛隊・米軍の運用の詳細が明らかになるおそれがある」として、日時や場所・回数などの具体的な活動内容は一切明らかにお咎められない。また、河野克俊後藤幹條長も「・・運用に関することなどにお咎め下さい」と詳細を愚した。	24頁 原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。	菅官房長官や河野幹條長が話した内容は事実の主張であるから、これに対する認否をしなければならない。
⑬	菅官房長官は・・・「自衛隊・米軍の運用の詳細が明らかになるおそれがある」として、日時や場所・回数などの具体的な活動内容は一切明らかにお咎められない。また、河野克俊後藤幹條長も「・・運用に関することなどにお咎め下さい」と詳細を愚した。	24頁 原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。	菅官房長官や河野幹條長が話した内容は事実の主張であるから、これに対する認否をしなければならない。
⑭	米艦への給油は、「平時」の自衛隊法100条の6に基づく「後方支援活動」であるが、後方支援活動は、重要な事態が発生する際にも自衛隊に認められた活動である。しかし、我が国では後方支援活動と呼ばれるものの実績をもとに・・・武力行使に該当するところは国際法上の一般的な解釈である」と評価されている。米艦に補給活動を行っていた場合は、米艦の武力行使と一体とみられ、・・憲法9条1項違反に該当する。米艦が武力行使をしながら、これと一体化するような補給行為は、やはり憲法9条1項に違反する。	24頁 原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。	冒頭部分は事実の主張であり、認否をしなければならない。後半部分について、原告らは、後方支援活動は他国軍隊の武力の行使と一体化し、武力行使にあたり憲法9条1項に違反すると主張する。これは争点そのものであるから、被告が評価を異にするなら、法的主張に対する認否をしなければならない。
⑮	この行動は、武器等防護任務の初実施という実績作りとともに、日本とアメリカが軍事的に一体となつて行動することをアピールする狙いがあつた。今回の実績をもとに・・・米戦闘機に対する「米軍機防護」などへと拡大する危険もある。	24頁 原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。	第1・第2段落については事実の主張であり認否すべきである。第3段落以降について、被告がこの部分の主張について原告の評価にわたるものであるとするなら、そのことを前提に認否されたい。
⑯	（自衛隊の「警戒監視活動」も法的根柢は）もともと根柢薄弱なものである。そのため、武器等防護任務と他国の軍隊が連携して行うのが曖昧なものであった。	25頁 原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。	被告がこの部分の主張について原告の評価にわたると主張するのであれば、評価に聞いて認否されなければならない。
⑰	そのような活動を自衛隊と他国の軍隊が連携して行うのが曖昧なものであった。	25頁 原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。	原告がこの部分の主張について原告の評価にわたると主張するのであれば、評価に聞いて認否されなければならない。
⑱	2014年閣議決定により、集団的自衛権行使を違憲ではないとしたことにより・・・という論理に基づいて根柢づけられることになった。つまり、「集団的自衛権行使が可能なら平時の共同連携行為も当然」という論理に基づくものである。しかし、そもそも法的根柢が薄弱であり、それ自体違法の疑いがある。	25頁 原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。	集団的自衛権の行使は違憲であるとする争点そのものに関連するものであり、被告がこの部分の主張について原告の評価にわたると主張するのであれば、評価に聞いて認否されなければならない。
⑲	この規定は、自衛隊の武器等防護のための自衛官の武器使用権限を定めた自衛隊法95条の適用場面を拡張し、自衛隊と連携して我が國の防衛するため、平時から自衛官に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護するため、平時から自衛官に武器の使用を認めるものである。	26頁 この文については、原告の意見ないし評価にわたるものであります、認否の限りではない。	被告がこの部分の主張について原告の評価にわたると主張するのであれば、評価に聞いて認否するべきである。

訴状（請求の原因）

答弁書

			認否をすべき理由
(四)	・・・このように、自衛隊の武器等防護隊を定めた自衛隊法9・5条すら憲法上の根拠に疑義がある。まことに、外國軍軍隊を防護するため自衛官が武器を使用することによって、憲法上の根拠は考え難い。このようないふて、自衛隊法9・5条の2が規定する行為は、武力行使における具体的危険を生じさせるものであるから、憲法9条1項が禁止する「武力の行使」に当たり、違憲である。	3 6～3 7頁	原告らは、自衛隊法9・5条の2が規定する行為は違憲であり、同条項は、集団的自衛権行使の前倒し的法整備である。この点は争点そのものであるから、原告は認否を回避するこどとはあると主張するのである。被告がこれば、評価について原告の評価にわたるものであると主張するのである。
(五)	PKO協力法は、制定された当時から違憲の疑いが指摘されてきた。・・・私がからは違憲であるはずの任務を付与する改正が行われた。・・・「戦闘」地域への自衛隊派遣が行われた。	2 6頁	原告らは、違憲であるはずの「駆けつけ警護」等の任務を付与する改正に基づく南スードアンへの自衛隊派遣の事実が違憲であると主張している。これは争点の前提となると主張が法的評価に違反するとの主張が法的主張であると主張するのであるが、原告は、法的評価に關して認否をしなければならない。
(六)	改正PKO協力法は、・・・として作られ、新たな任務を加えている。同法は、憲法9条と矛盾抵触を防ぐため・・・その実質は旧法の法令違憲性を量的・質的に拡大させるものである。	2 7頁	第1文は、改正PKO協力法が新たな任務を加えている事実を述べるものであるが、原告らは、第2文と相まって、改正PKO協力法の違憲性を主張するものである。これは争点そのものであるから、被告は認否を回避することは許されない。原告らの意見ないし評価と主張するのであれば、被告は法的評価に關して認否をしなければならない。
(七)	改正PKO協力法は、・・・として作られ、新たな任務を加えている。同法は、憲法9条と矛盾抵触を防ぐため・・・その実質は旧法の法令違憲性を量的・質的に拡大させるものである。	2 7頁	第1文については、原告らの主張する具体的趣旨が不明であり、認否することができない。その余も、原告らの意見ないし評価であり、認否の限りでない。
(八)	「PKO等」の「等」には、法令上は文民、警察、軍事などについての制約はない。	3 7頁	「『PKO等』の『等』には・・・制約はない。」とする 点は、主張の趣旨が当然とせず認否の要を認めない。
(九)	従来の自己保存型武器使用から、任務遂行型武器使用に拡大・転換した。	3 7～3 8頁	その余は、原告らの主張する具体的趣旨が当然としないた め、認否をすることができない。
(十)	駆け付け警護は、言い換えれば奪還作戦であり、戦闘行為の中核をなすものである。相手が武力で・・・武力の行使そのものである。・・・従つて・・・自己の生命・身体を守るという武器使用目的を超えて武器使用目的を許容した時点での憲法9条2項に違反し、明らかに違憲である。	3 8～3 9頁	いわゆる「駆けつけ警護」に關する原告らの見解ないし評価を述べるものであり、認否の限りでない。
(十一)	宿営地の共同防護とは、要するに陣地防衛であり・・・正当化できるものではない。よつて、憲法9条2項に違反することになる。他国の軍隊は・・・武力行使を行うのであり・・・他国の武力行使と一体化し、憲法9条1項の武力行使禁止原則に違反することになる。	3 9～4 0頁	国際平和協力法2・5条7項に關する原告らの見解ないし評価を述べるものである。争点そのものについての主張である。被告がこれを原告らの評価を述べるものとするなら、そのことを前提に認否をしなければならない。
(十二)	自衛隊の任務は大幅に拡大し、そのための自衛官の武器使用権限を格段に強化したのである。	4 0頁	原告らの見解ないし評価であり、認否の限りでない。
(十三)	・・・武力がひとたび行使されれば「交戦状態」に発展する危険性は極めて高くなる。このような武力行使は、憲法9条1項に違反するところに、憲法9条2項の「戦闘不保持」及び交戦権否認規定に違反するものである。	4 0～4 3頁	争点そのものを判断するための前提として、認否をしなければならない。 同上
		3 0頁	原告らの見解ないし評価であり、認否の限りでない。
		3 0頁	原告らの見解ないし評価であり、認否の限りでない。

訴状（請求の原因）	答弁書	認否をすべき理由
㉙ 南スーダンPKOに自衛隊を派遣し、業務に従事させることは、憲法9条に対する適用違憲である。	30頁 新安保法制の制定後、日本はこれまでの専守防衛をかなぐり捨て・・・米軍との共同行動にも乗り出している。南スーダンPKOでは・・・自衛隊を、武力行使による危険性の高い新任務を付与して派遣している。・・・政府が憲法による統制を無視し、国会もこれを認めたとき、司法こそが、違憲の立場、行政を止めることができ。	南スーダンの情勢及びこれに対する被告の対応（見解表明等）に関する事実の主張についての見解がないし評価を述べるものであり、武力行使に至る危険性の高い任務を付与したことをすることがあるから、憲法9条に違反するとして主張している。よって、前半部分の事実の主張そのものであります。また、認めは争点そのものであります。さらに、これがを被告が法的主張であると主張するのであれば、ほい的評価について認否をしなければならない。
㉚ 新安保法制の制定後、日本はこれまでの専守防衛をかなぐり捨て・・・米軍との共同行動にも乗り出している。南スーダンPKOでは・・・自衛隊を、武力行使による危険性の高い新任務を付与して派遣している。・・・政府が憲法による統制を無視し、国会もこれを認めたとき、司法こそが、違憲の立場、行政を止めることができ。	30頁 原告らの見解ないし評価を述べるものであり、認否の限りで原告らは、新安保法制制定後の政府の具体的行為を評価し違憲であると主張している。被告は、原告らの評価を争うのなら、その点について認否をしなければならない。	原告らは、新安保法制制定後の政府の具体的行為を評価し違憲であると主張している。被告は、原告らの評価を争うのなら、その点について認否をしなければならない。
㉛ 新安保法制において規定された①自衛隊法76条1項2号に基づく・・・②重要な事態法6条1項・・・③国際平和支援法7条1項又は2項の・・・協力支援活動は、憲法9条に違反する。	43～44頁 「1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況」「2 各事態において取られる措置と国民の権利制限・義務等」「3 集団的自衛権の行使等による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性」	被告は、「平和安全法制関連2法の概要」（答弁書40頁）と題し、「憲法9条の下で許容される自衛の措置」（同41頁）と答弁している。又、「平和安全法制関連2法により改正ないし制定された平和安全法制」（4.2～4.6頁）の中で、「自衛隊法の定め」「国際平和支援法の定め」について述べている。これらは、原告らの違憲の主張と被告の合憲主張の箇所であり、「争点と関連しない」ではなく、争点そのものであるから、認否を回避することは許されない。被告がこの点を事実の主張ないと主張するのであれば、法的評議に関する認否をしなければならない。
㉜ 「公務員の故意・過失」「加害行為と損害との因果関係」	57～58頁 「58～59頁 「第7 おわりに」	原告らの本件訴訟の請求原因事実の一つであり、被告が他の箇所と同様に原告らの民事訴訟のルールにのっとり認否することは、最低限の訴訟上の義務である。
㉝ 6条3項に従って・・・司法的判断を示すことが求められている。	58～59頁 「第7 おわりに」 6条3項に従って・・・司法的判断を示すことが求められている。	原告は、本件がまさに具体的な権利侵害を主張する訴訟事件であることを述べ、国民に対する司法の役割を強く求めるものである。被告は原告らの法的主張に対する認否をしなければならない。